

議第 3 5 号

呉市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

呉市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

呉市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例

呉市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 1 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は，介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 1 項第 2 号，第 7 0 条第 2 項第 1 号，第 7 2 条の 2 第 1 項各号並びに第 7 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき，指定居宅サービスの事業を行う者の指定の申請者に関する事項，指定居宅サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準並びに基準該当居宅サービスに関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は，法及び指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定の申請者に関する事項）

第 3 条 法第 7 0 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は，法人とする。ただし，病院，診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導に係る指定及び病院又は診療所により行われる訪問看護，訪問リハビリテーション，通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に係る指定の申請については，この限りでない。

（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準）

第 4 条 法第 4 2 条第 1 項第 2 号，第 7 2 条の 2 第 1 項各号並びに第 7 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準は，次条から第 8 条までに定めるもののほか，省令（省令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準（次条に定める基準に係るものを除く。）のとおりとする。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第 5 条 指定居宅サービス事業者は，指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市町村，地域包括支援センター，他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（従業者の員数）

第 6 条 指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号）第 1 3 0 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に併設される指定通所介護事業所については，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活

相談員又は機能訓練指導員により当該指定通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員を置かないことができる。

- 2 指定通所介護事業者が省令第93条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第7条 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所の医師を置かないことができる。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。

(利用定員等)

第8条 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員の数を上限とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。